

VI 生徒の指導に関する規程

1 生徒指導に関する規程

(1) 生徒心得

香川県立丸亀城西高等学校の生徒であることに自信と誇りをもって、規律ある充実した学校生活を送れるよう、勉学や部活動に励まなければならない。

(服装)

- 1 制服は本校指定のものを正しく着用する。
- 2 頭髮は、常に清潔を心がけ、男女共にパーマおよび脱色・染色などは禁止する。男子は襟や目・耳にかぶさる長さになったときは整髪する。女子の髪の毛の長さは脇までとし、それより長い場合は黒・紺・茶色のゴムでくくる。
- 3 履物は革靴（黒色）、および白または黒を基調とした運動靴とする。
- 4 校章は制服の左えりにつける。
- 5 ソックスは男女共に黒・濃紺・白・灰色とし、女子のストッキングは黒またはうす橙色とする。
- 6 通学かばんは、学生かばん（中学時代のもの）等、華美でないものとする。
- 7 冬季のコート、ジャンパー等の着用は、通学途上においてのみ着用を認める。ただし、ロングコートは認めない。（黒・紺・白・灰色及び部活動で指定されているものに限る。）
- 8 負傷等のため、やむを得ず略装で登校するときは、「異装許可願」を提出し、許可を得ること。
- 9 服装全般についての細則は、「服装規程細則」による。

(礼儀)

- 1 校内外においてオアシス運動（挨拶・感謝・親切・謙虚）の精神をもって行動する。
- 2 職員室等の出入りの際にはあいさつをする。
- 3 来校者には明るく丁寧に接し、敬意を表する。
- 4 言葉遣いは正しくし、丁寧な言葉を使用する。

(校内生活)

- 1 校内では、軽率粗暴な行為はしない。
- 2 生徒手帳は必ず携帯する。
- 3 施設、設備、備品は係教師の許可を得て使用し、丁寧に扱う。
- 4 校舎内では静粛にする。
- 5 所持品には記名し貴重品は必ず身につける。
- 6 金銭は必要以上に保持しない。また、原則として友人間の貸借もしてはならない。
- 7 事故、病気または忌引などで欠席するときは、事前にその旨を電話等により連絡する。病欠が1週間以上にわたるときは医師の診断書を添える。
- 8 遅刻（途中入室も含む）したときは、「遅刻（途中入室）カード」に必要事項を記入し、係教師より許可を受けてから入室する。
- 9 早退するときは、生徒手帳か「早退（外出）カード」、および「早退許可証」に必要事項を記入し、学級担任の許可を受ける。
- 10 登校後外出する必要があるときは、生徒手帳か「早退（外出）カード」、および「外出許可証」に必要事項を記入し、学級担任の許可を得て外出する。
- 11 下校時刻は午後5時とし、居残りの必要があるときは当該教師に届け出て許可を得なければならない。
- 12 下校の際、最後の者が戸締り・消灯と火気の点検をする。
- 13 定期考査・各種検定の際は、必ず生徒手帳を携帯して受験する。
- 14 校内では、特定の政治的または思想的立場にとらわれるような行動はしない。

(校外生活)

- 1 公衆に迷惑を及ぼすような軽率粗暴な行為はしない。
- 2 高校生としての安全と風紀に問題のある場所には出入りしない。

- 3 午後 10 時以降の外出は禁止する。やむを得ない場合は、保護者同伴を原則とする。
- 4 保護者に無断で外泊してはならない。
- 5 生徒手帳と通学定期乗車券は他人に貸与してはならない。
- 6 事故が発生したり、補導を受けたりしたときは、本人または居合わせた生徒が直ちに学校と家庭に連絡をとる。
- 7 アルバイトは原則禁止とする。

(許可願)

次の行為をする場合は、あらかじめ生徒指導部を通じて校長の許可を受ける。願および届については別途に定める。

- (1) 学校外での集会や各種行事への参加
- (2) 国内での旅行・登山等（家族での旅行・登山については含まない）
- (3) 海外への旅行
- (4) 泊を伴う、対外試合や練習試合への参加
- (5) 合宿への参加
- (6) 各種のアンケート調査の実施
- (7) 学校内外での掲示物の掲示や放送
- (8) 学校内外での印刷物の配布
- (9) 正規の服装ができない場合
- (10) 運転免許の取得
- (11) 募金または物品の募集
- (12) 学校内外での署名活動
- (13) 学校相互の生徒交流
- (14) 団体の組織または加盟
- (15) その他校長が必要と認めたもの

※ ただし、(1) (7) (8) (12) (14)は学校外での政治的活動を除く。

(保健管理)

- 1 自分の健康状態を把握し、健康をよりよく保持増進できるような生活習慣を養う。
- 2 衣服は常に清潔にし、容儀を整え華美粗野にならないようにする。頭髪や爪は常に清潔にする。
- 3 校舎内外の美化と安全に留意し、より良い学習環境をつくるよう心がける。
- 4 本人または保護者が伝染病にかかったときは、直ちに学校に連絡して指示を受ける。
- 5 身体的、精神的な悩みがある場合は、教育相談室・保健室を利用して相談を受ける。
- 6 校内で身体に異常が生じたときは、すぐ届け出て、保健室で手当を受ける。

(2) オアシス運動

オ	「おはよう」……………を言う	(挨拶)
ア	「ありがとう」……………を言う	(感謝)
シ	「しんせつ」……………にする	(親切)
ス	「すみません」……………を言う	(謙虚)

現代は、自分さえよければよい、他人のことは考えないで自分の好きなようにしたい、という利己主義があまりにも強くなってはいないでしょうか。このようなときだからこそ、私たちは自分を謙虚に振り返るとともに、他人の人格を認め、進んで挨拶をしたり他人に対して親切であったり、感謝の気持ちを忘れず、一人一人が明るく豊かな心を持つことで、緑と泉のオアシスを作りたいものです。

(3) 服装規程細則

1 男子の制服

ダークグレッッシュブルーを基調としたブレザータイプとする。

- ・上 衣…………… 2つボタン(イニシャル入り・指定ボタン)のシングルブレザーで、ネクタイを着用する。胸ポケットは箱ポケット、脇ポケットはフラップポケットとし、ベントはサイドベントとする。左衿のねむり穴に校章をつける。
- ・ズ ボ ン…………… 帯付きワンタックとし、裾はシングル仕上げとする。必ずベルトを着用する。
- ・長 袖 シ ャ ツ…………… ボタンダウンの長袖シャツで、左袖にポリマーク入りとする。

2 女子の制服

冬服・合服・夏服とを区別する。

(冬服) ダークグレッッシュブルーを基調としたブレザータイプで、上衣・ベスト・スカートの三ツ揃い服でリボンを着用する。

- ・上 衣…………… 2つボタン(イニシャル入り・指定ボタン)のシングルブレザーで、胸ポケットは箱ポケット、脇ポケットはフラップポケットとし、ベントはセンターベントとする。左衿のねむり穴に校章をつける。
 - ・ベ ス ト…………… 前開き4つボタン(イニシャル入り・指定ボタン)で、胸ポケット・脇ポケット共に箱ポケットとする。
 - ・ス カ ー ト…………… 20本車ヒダスカートとする。スカート丈は膝頭が隠れる程度とする。
 - ・長 袖 ブ ラ ウ ス…………… ピンタック付きの丸衿ブラウスで、左袖にポリマーク入りとする。
- (合服) 冬服三ツ揃いより上衣を脱いでベスト・スカート・長袖ブラウスとする。ベストの菊穴に校章をつける。

3 夏季の服装

男女共、半袖オープンシャツ(ハマカラー)とダークグレッッシュブルーのサマースラックス・サマーベスト・サマースカートとする。

4 校章

校章は制服の左衿(ねむり穴)につける。

5 頭髪

常に清潔を心がける。

- ・男女共にパーマ及び染色、脱色は禁止する。また、他の方法で髪にウェーブをつけたりはしない。そり込み、眉ぞりはしない。
- ・男子は襟や目・耳にかぶさる長さになったときは整髪する。
- ・女子の髪の長さは脇までとし、それより長い場合は黒・紺・茶色のゴムでくくる。

6 履物

履物は革靴(黒)及び白または黒を基調とした運動靴とする。

編上げ、厚底、ブーツ類は禁止する。負傷等のため、やむを得ず略装で登校するときは、「異装許可願」を提出し許可を得ること。

7 通学かばん

通学かばんは、学生かばん(中学時代のもの)等、華美でないものとする。

8 ソックス・ストッキング

ソックスは男女共に黒・濃紺・白・灰色とし、女子のストッキングは黒またはうす橙色とする。ソックスのワンポイントは許可する。

9 マフラー・セーター

- ・マフラーは通学途上においてのみ着用を認める。(校内での使用は禁止する。)
- ・厳冬期においては、男女共にセーターの着用を認める。ただし黒・紺・グレーでVネックとする。
- ・冬季のコート、ジャンパー等の着用は、通学途上においてのみ着用を認める。ただし、ロングコートは認めない。(黒・紺・白・灰色及び部活動で指定されているものに限る。)

服 装 は 心 の 鏡 で あ る

常に丸亀城西高校の生徒としての誇りをもって、
清潔で、品位のある服装を心がけること

(4) 生徒表彰規程

校則第 24 条の規定に基づき、生徒に対する表彰規程を次のとおり定める。

第 1 条 表彰は下記に掲げるものについて適当と認める者がいるときに行う。

- (1) 身の危険をかえりみず人命の救助、消防、水防その他の災害防護または公安の維持に著しい貢献をした者。
- (2) 徳行が特にすぐれ他の模範とするにたる者。
- (3) その他前各号に準ずる者。

第 2 条 第 1 条に該当する者には表彰状を贈る。ただし、これに副賞を添えることがある。

第 3 条 部活動等における活躍に対して、次の各号のいずれかにあてはまる場合、校長より表彰状並びに記念品を贈る。1・2 年生は年度末の全校集会、3 年生は卒業時に表彰する。(部活動表彰)

- (1) 予選や審査を経て、その年度に全国大会、四国大会に参加、若しくは県大会で上位入賞となった個人または団体で、人物素行が優れている者。(＊県大会上位とは、四国大会出場相当の成績)
- (2) 大会やコンクール等のない部活動、また部活動以外の体育文化活動等においても特筆すべき成果を挙げた場合は審査の対象とする。

第 4 条 第 3 条の(1)(2)において、団体に関しては大会規程による参加者全員に表彰状並びに記念品を贈る。なお、表彰に値する成績が一人 2 つ以上あっても、記念品は一人 1 つとする。

第 5 条 部活動表彰候補者については、部活動顧問会を受けて、別に定める表彰等審査委員会での審査を経るものとする。

備 考 (同窓会表彰規程)

在学中に全国大会に出場した者、または全国大会に作品を出品した者で、人物素行が優れている者。文化部については、コンクールや一定の審査等を経て出場または出品した者で、人物素行が優れている者。

(5) 生徒懲戒規程

第 1 条 校則第 25 条の規定に基づき、次の行為またはこれらに準ずる行為があったと認められる者は、退学、停学または訓告に処する。

- (1) 飲酒、喫煙、窃盗、詐欺、恐喝、暴行、傷害、脅迫、強奪、かけごとなど
- (2) 試験における不正行為
- (3) 理由なく課業を怠る行為
- (4) 理由なく服装を乱す行為
- (5) 公共物を故意に破壊したり、または破壊しようとする行為
- (6) 立入禁止場所への立ち入り
- (7) 理由のない深夜外出
- (8) 道路交通法および関係諸規則などに違反する行為
- (9) 香川県青少年保護育成条例に違反する行為
- (10) 本校の諸規程に違反する行為

第 2 条 第 1 条(8)に関する事項は別に定める。

(6) 考査等受験上の注意

1 絶対に不正行為はしない。

補足 1) 携帯電話等通信及び計算機能をもつ機器は、時計として使用できない。それらの機器は電源を切って身辺から離しておくこと。身につけている場合は不正行為とみなすことがある。

2 考査中、机上には鉛筆類・定規・物差し・コンパス・消しゴム以外の持ち物は置かない。

補足 1) 机上および壁等の落書きは、事前に消しておくこと。

3 机の中及び横、サイドハンガーには一切の持ち物を置かない。付箋も不可。

4 席順は、出席番号順または指定した席順とし、机間は十分にあけておく。

5 最後の号令の後、答案の点検が終わるまで席を離れない。

- 6 考查期間中はとくに遅刻・欠席をしない。正当な欠席の場合は、定期考查欠席理由書（保護者自署）を提出する。
 補足 1) 正当な理由のない欠席は、該当科目を 0 点とする。
 補足 2) 試験開始 25 分を超えての入室・受験は認めない。
 補足 3) 原則として別室受験は認めない。（保健室は休養のみ）
 補足 4) 原則として途中退室は認めない。
- 7 考查後、清掃を行う。
 補足 1) 考查中の学年及びクラスがある場合、清掃・通行等に特に配慮する。
- 8 教科書類は持ち帰る。
- 9 自習時間がある場合は、必ず自習教材を用意し、静かに自習を行う。
- 10 考查中及び考查時間割発表中の職員室への入室は禁止する。

（7）交通に関する規程

- 1 交通道德、交通規則を守り、各自安全な通学路を定めて登下校する。
- 2 交通違反及び交通事故が発生した場合は、必ず「違反・事故発生届」を提出する。
- 3 列車及びバス通学生は車内の道德を守り、自転車通学生は交通規則を遵守し登下校する。
- 4 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学届出書」を提出しなければならない。
- 5 自転車通学生は次のことを守る。
 - (1) 一時停止、左右確認を励行する。
 - (2) 自転車は常に整備しておく。
 - (3) 変形ハンドルの自転車の使用は禁止する。
 - (4) 2 人乗り、並進、傘さし運転、校内での乗車を禁止する。
 - (5) 雨天時は必ず雨合羽を着用する。
 - (6) 日没時から前照灯をつける。
 - (7) マウンテンバイクでの通学は禁止する。
- 6 自転車置場の使用については、次のことを守らなければならない。
 - (1) 使用を許可された者は自転車鑑札の交付を受け、自転車の指定された箇所に取り付ける。鑑札を紛失した場合には直ちに係教師に申し出て再交付を受ける。
 - (2) 自転車は指定された場所に整頓・施錠し、物品は放置しないようにする。
- 7 運転免許証の取得を希望する者は、次のことを守らなければならない。
 - (1) 自動車学校に通学を希望する者は「自動車学校入校許可願」を提出し、校長の許可を受ける。
 - (2) 自動車学校への申し込み手続き等は学校の指導に従い、無断で、個人的に申し込むことは絶対にしない。
 - (3) 自動車学校への入校は、進学内定者は第 3 学年の 2 月 1 日以降とする。ただし就職内定者は第 3 学年の 12 月 25 日以降とする。